

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成24年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月4日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認1件、議案19件が町長から提出されております。このほか、発議2件も提案されておりますので、後ほどお諮りいたします。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査、財政援助団体監査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつ

があります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成24年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

議会におかれましては、10月2日から4日にかけて視察研修を実施されました。福島県いわき市、会津若松市を訪ね、いわき大王製紙株式会社と株式会社グリーン発電会津ではバイオマス発電施設を見学され、会津若松市議会では、現在川根本町議会においても懸案となっている議会基本条例について学ばれ、小名浜港では、東日本大震災の被災状況、復旧・復興の状況を視察され、その報告会を11月21日、22日の両日にわたって開催されました。議会自らが住民の皆様に積極的にアプローチしようという姿勢に心から敬意を表する次第であります。行政としても、町の施策を理解していただくため、積極的な広報、説明の必要性を感じております。

秋から暮れにかけては、SLフェスタ、産業文化祭、奥大井ふるさとまつり、あるいは各種団体等が主催するイベントなど、大きな事業が集中いたしました。それらもほぼ終了しようとしております。議員の皆様には、お忙しい中を会場にお出かけいただき、御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

年間を通して様々なイベントが開催されておりますが、住民が企画から準備、そして運営に至るまで協力し合って一つのことを成し遂げる、その過程では、住民が主体的に参画する、相互に触れ合う、時間をかけて合意の形成を図り企画をまとめる、汗を流し苦労しながら準備を行う、当日の成功へと結びつける、さらに、終了後には反省会を開き次回の成功につなげるという流れをつくっていくことが非常に大切だと思っております。苦労すればするほど達成感は大きくなるはずですが、限られた時間と予算という制約の中で進められるものでありますので、難しさもあろうと思いますが、マンネリ化を防ぎながら持続させるためには大切なポイントであると思っております。まずは輪に入ること、だれもが入りやすい輪にしていかなければなりません。

12月1日には、恒例の静岡県市町対抗駅伝大会が開催されました。昨年は、残念ながら最下位という結果に終わりましたが、本年は、監督をはじめ、選手たちも厳しい練習を重ね、最高のパフォーマンスを発揮していただき、2時間32分02秒という今までの最高タイムを記録し、町の部で10位に食い込み、昨年よりもタイムでは3分38秒、順位で2ランク上げることができ、敢闘賞を受賞いたしました。これも、実行委員会、監督、コーチ、選手が一丸となって頑張ったたまものであり、限りない底力を秘めていることを実感しました。長い間の厳しい練習、そして大会当日の緊張感から解放された皆様、本当にお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

「そのうち」が「いつ」なのか注目を集めました。野田首相は安倍自民党総裁との党首討論において、突然11月16日の衆議院解散を表明、12月4日公示、16日投票が決まり、既に

選挙戦も終盤を迎えております。衆参のねじれ現象下、なかなか物事が決まらない、決められないという国会の混乱状態が続いておりましたが、解散を機に、第三極ねらいの小党が幾つも立ち上がっては他党と合流して消えるという離合集散が繰り返され、政局はさらに混迷の度合いを深める模様となっております。

しかしながら、今回の総選挙は、長引くデフレ克服に向けた金融政策と円高是正など経済分野のほか、外交・安全保障政策、社会保障と税の一体改革、財政運営、原発・エネルギー政策、憲法改正、地方分権、TPP参加の是非などなど、我が国の将来を左右する重要な課題が山積する中での選挙戦であります。政局に明け暮れることなく、正々堂々と政策を議論できる国会とするためにも、住民の関心を高めるとともに、投票率の向上に努めたいと考えております。

11月21日、全国町村長大会が開催されました。衆議院解散後の大会ということもあって、衆議院の先生方の御臨席はありませんでしたが、野田総理は臨席され、東日本大震災からの復旧・復興、社会保障制度を揺るぎないものとするための社会保障と税の一体改革、足下の厳しい経済状況に対する切れ目ない経済対策、地域主権改革の4点について力説されました。町村長大会ということもあってか、三位一体改革で傷んだ地方の再生と、地方交付税の持つ財源調整機能の重要性を強調されましたが、町村会で反対するTPPについては触れませんでした。

全国町村長大会では「町村の多くは農山漁村であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このような国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である」として、現在の農山漁村の極めて深刻な状況からの脱出と被災地の本格的な復興を進めるため、町村は相互の連携を一層強固にし、地域特性や資源を生かした個性豊かな地域づくりに邁進することを決意し、1、日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること、2、真の地方分権改革を強力に推進すること、3、地方交付税を復元・増額するとともに、財源調整、財源保障の両機能を堅持すること、4、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、町村の代替財源の確保を前提とすること、5、食料・木材自給率の向上により農村漁村の再生、活性化を図ること、6、地域経済、社会の崩壊を招くTPPには参加しないこと、7、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ること、8、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むことの8項目を決議しました。

さらに、特別決議として、都道府県制度のどこに問題があるのか、道州制は何をもたらすのか、国と道州と基礎自治体の具体的な役割、税財源制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の閉塞状況を打破しうるかのような期待感だけを持たせる道州制の導入に対して、国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治体の本来の姿であるとし

て、反対することを追加して決議しました。

11月16日には、全国過疎地域自立促進連盟の定期総会が開催され、平成25年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望として、1、地方交付税による財源保障機能の充実・強化を図ること、2、過疎対策事業債の必要額を確保すること、3、住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること、4、高度情報通信・高速道路網社会の恩恵を享受できるインフラの整備を図ること、5、地域資源を活用した産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること、6、集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化することの6項目を決議いたしました。

以上、全国町村会と、過疎地域を含む自治体で構成する過疎地域自立促進連盟の最新の状況を報告させていただきましたが、国の特定地方行政機関、いわゆる出先機関について国と県との二重行政の無駄を排除するという観点から、国から2以上の都道府県が加入する広域連合に移譲するという考えが示されております。3・11の大震災において、国土交通省地方整備局の活躍が各方面から大きな評価を受けましたが、このような緊急事態に、数件にまたがる広域連合で迅速かつ的確な対応が果たしてできるのかと考えると、首をかしげざるを得ません。このような点から、全国の市町村から広域連合への権限移譲に反対する運動が起こっております。私も同様の危惧を抱くものであります。

11月16日発表の月例経済報告によると、景気は世界景気の減速等を背景としてこのところ弱い動きとなっているとし、4カ月連続で下方修正しました。また、輸出は弱含み、生産は減少と、輸出や生産の低迷が個人消費や設備投資にも影響を与え、国内景気が後退局面に入っていることを裏づける内容となりました。個別項目で見ると、個人消費は弱い動きとなっているとしておりますが、これはエコカー補助金打ち切りによる新車販売の低迷に加え、秋物衣料や旅行が不振だったことによります。

長期的な景気の低迷が続き国民の懐ぐあいが悪くなっているせい、秋物衣料も旅行も不振、総じて消費の動きが鈍いという中で、本町の観光については、入り込み客数はおおむね3年前の水準にまで達し、お土産品等の売り上げもある程度回復、旅館への宿泊数も若干持ち直しているのではないかと報告を受けております。本年は寸又峡・夢の吊り橋が死ぬまでに一度は行ってみたいつり橋として上位にランクされたことや、紅葉が美しかったということから、テレビなどのメディアに露出する機会も多く、入り込み増加につながったのではないかと思います。つり橋ハイクやもみじ狩りなど比較的安価でできる旅行、いわゆる安・近・短の旅行が不景気の中で主流になっているのではないかと思います。

新東名の開通など新たな要素はあるものの、インターチェンジを出てから本町への道路事情や受け入れ態勢などには大きな進展はなく、観光客の入り込み数が減少を続ける中で、紅葉という季節の移り変わりが観光資源になるという大自然の魅力に改めて感謝を申し上げるものであります。

現在、平成25年度の予算編成を進めております。

長期的に経済が低迷を続け、財政事情も悪化する中、国においては、8月に平成25年度予

算の概算要求組替え基準についてが閣議決定され、「我が国財政の持続可能性の確立に向け、市場の信認を確保するためにも、財政運営戦略に定められた財政健全化目標の達成に向けた取り組みを進めていく必要がある」とし、「財政規律を維持しつつ、経済成長と国民生活の質の向上に向け、省庁の枠を超えた大胆な予算の組み替えにより、グリーン、エネルギーですとか環境、ライフ、健康、農林業、6次産業化に係るものについて、日本再生戦略を踏まえた重点分野へのめり張りのきいた予算配分と歳出の大枠の遵守を図る」としております。

川根本町は、合併以降、平成18年10月に策定した行政改革大綱に基づき、持続可能な行政財政運営を目指して、町の歳入規模に見合った予算編成、予算執行に努めてきました。平成23年度一般会計決算では、国の財政対策もあって、歳入61億円、歳出56億円と大きく膨らんでおりますが、財政構造の硬直度を示す経常収支比率は87.1%と依然として高く、景気低迷の長期化により町税収入の増額が見込めない現状では、厳しい財政状況の好転は望めず、地方交付税や国・県の交付金や補助金への依存は避けられません。

地方交付税については、合併後の10年度は、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を算定し、その後の5年度は段階的に縮減するという合併算定替えがなくなることから、平成27年度以降段階的に減額され、さらに5年度経過後には、大幅に地方交付税が減額することとなりますので、このことを踏まえた長期的な展望に立った財政運営が求められます。

このような中で、住民生活に最も身近な町の行政財政運営への関心が高まっております。殊に、南海トラフを震源域とする巨大地震や台風、ゲリラ豪雨による洪水など、自然災害に備えての安全対策を求める声が強まり、安心して暮らせる生活環境の整備促進が大変重要な課題となっております。

各課では、このような住民の関心や地区からの要望に重点を置き、財政事情を考慮し、事務事業評価による事業の見直しを積極的に行い、その上での確かな予算要求に努めるよう進めているところであります。

予算編成方針としては、昨年度見直した第1次総合計画後期基本計画に沿って、水と森の番人が創る癒しの里・川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

基本的には、地域を取り巻く環境に大きな変化がないことから、前年度と同様、安全で安心のまちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを重点施策として進めていきたいと考えております。

安全と安心のまちづくりについては、住民の皆様の命と財産を守る最も重要な施策であり、予想される巨大地震に備えて可能な限り町土の強靱化を進めていかなければなりません。

自然災害に強いインフラ整備については、従来から国道や県道の改良整備、土砂崩壊や水害などの防災対策としての治山・治水対策など、様々な機会をとらえ要望活動に努めてまいりました。また、緊急経済対策交付金事業などを活用し、町道や農林道の整備促進、学校施

設など町有施設の耐震補強や改修等を進め、安全・安心の確保に努めるとともに、利用者の便宜等に努めてまいりました。まだまだ整備を要する箇所はありますので、引き続き予算獲得に努め、整備を図っていかねばなりません。

福祉、医療の面でも、高齢化、少子化が急速に進む中で「治療から保健」を重視することとし、高齢者や子供たちに優しいまちづくりを進めてまいりました。ふじのくにねつによる遠隔診療支援システムは、山間過疎地域における地域医療連携のモデルとして注目を集めつつありますが、さらに成長させ、拡充を図る必要があると考えております。

今後はさらに、高齢者の介護に当たられる方、子育てに当たられる方の環境の整備、改善を図って、安心して朗らかな気持ちで暮らせるまちづくりを進める必要があると考えております。

また、学校教育については、児童・生徒の減少により、複式学級を導入するとか、中学校の部活動に支障が出ているというような事例も見られるようになっておりますので、川根本町の教育はどうあるべきかについて教育委員会を中心に検討を進めていきたいと考えております。

元気で活力に満ちたまちづくりについては、核家族化、ライフスタイルの変化、人口減少時代の到来、高齢化、少子化などの社会変化が急速に進み、さらにデフレの長期化、円高が追い打ちをかけるという中で、財価や茶価は低迷し、販売不振に陥っております。まず、政府のデフレ克服に向けた金融政策、円高是正のための経済対策を求めていかねばなりません。

町の産業振興対策であります。茶業については、町の主要産業として位置づけ、これまできめ細かな補助制度を設け、茶園整備や製茶技術の向上など生産技術指導を中心に行ってまいりましたが、流通面での対応策も必要であるとの観点から、東京圏での知名度アップをねらって、厳しい冬を越してはぐくまれる山間地茶の魅力をアピールするなど販路拡大にも努めてまいりました。茶園喫茶の開設や川根時間の開催などにも取り組み、現在、お茶とお菓子のコラボレーションのためのスイーツ・コンテストを予定しているところであります。

現在、中国竜泉市との友好提携を進めておりますが、世界有数の磁器として知られる竜泉市の青磁と川根茶の取り合わせや、お茶の薬効成分を理論的に裏づけるための研究など、川根茶のブランドとしての価値をさらに高めるための戦略についても検討していきたいと考えております。竜泉市との友好提携に関しては、静岡県と浙江省との友好交流30周年記念事業の一環として組織される訪中団に加わり、竜泉市をも訪問する予定でしたが、尖閣諸島に係る問題が発生したため12月に延期されました。これへの参加要請がございましたが、年末の慌ただしい時期でもあり、この日程では竜泉市の訪問が困難となるため、今回は取りやめ、次年度暖かくなるころに予定したいと考えております。

林業では、森林組合の運営支援や林業労務に従事する人材の養成のほか、林道・作業道などの路網整備や、伐採・集材・出材などの省力化、効率化を図るための機械導入などを進め

てきましたが、林業環境は極めて厳しく、新たな方向として、F S C森林認証制度の導入と森林認証を生かすための東京港区との連携など、新たな取り組みも始めております。

基本的には、建築資材として川根材が持続的、安定的に供給できる体制を構築する必要があるのでないかと思っております。政府の森林・林業再生プランでは、公共建築物への木材利用の推進が位置づけられ、そのための計画の策定に取り組んでいるところであります。

商工業の振興については、商工会が行う経営改善普及事業への支援や勤労者福祉共済会への支援などのほか、地域内での消費拡大を図るためのプレミアムお買い物券の発行、住宅リフォームに対する補助、売れるものづくり支援事業、おもてなしのお店づくり支援事業などを進めてまいりました。

プレミアムお買い物券の発行やリフォーム事業は大変好評だったと聞いております。両事業とも既に3年を経過した事業であります。地域経済が冷え切って、以前として回復の見通しが立たない状況にありますので、少しなりとも消費意欲を高め地域内循環を促進するため、プレミアムお買い物券発行事業を復活させ、リフォーム事業は継続していきたいと考えております。

地域における商工業者の存在は、買い物や雇用などのほか地域コミュニティの維持にとっても大変重要であります。この人たちの自助努力が前提であります。持続的、安定的な経営が可能となるような環境づくりが重要であります。

観光はトータル産業と言われるように、まちづくりそのものであります。本年、寸又峡温泉が開湯50周年を迎え、様々な記念イベントを行っております。往時に比べ、宿泊施設や飲食店の数が半分以上になり、旅行形態も変化する中で、宿泊客数も大幅に減少しておりますが、50周年を機に新しい時代の観光、ニューツーリズムに向けて新たな挑戦をスタートさせなければなりません。現在、観光振興計画の策定を進めておりますが、この計画をもとに、有識者など外部の意見も取り入れながら、まずは地域で議論を起こし、納得して取り組めるしっかりとした方向づけを行う必要があると思っております。

静岡、山梨、長野の3県、10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会では、世界遺産登録のための足がかりとして、ユネスコエコパークへの登録を目指しております。南アルプス、奥大井のブランドアップのため、今後も他の市町と足並みをそろえながら推進してまいります。

観光振興の面では、大井川鉄道の存在を忘れてはいけません。S Lの動態保存、アプト式鉄道と湖上駅など魅力を秘めた井川線、これは単なる乗り物としての鉄道としてではなく、鉄道そのものが観光資源として大きな役割を担っております。デフレ下にあって格安旅行が主流となっておりますが、料金を格安にするためには、距離と所要時間を圧縮しようとするため、S Lの乗車区間も従来千頭駅までだったものが、家山駅で下車してバスで戻るというような傾向が強くなっております。このようなことから、大井川鉄道株式会社の経営も非常に厳しくなっております。できるだけ乗車区間を長く乗っていただくため、井川線をもっと

強くアピールする必要もあるでしょうし、千頭駅周辺の魅力を高める必要もあるのではないかと考えております。大井川鉄道とも連携をとりながら対応を考えていかなければなりません。

観光振興については、まちづくり観光協会への補助のほか、奥大井ふるさとまつりなどのイベント開催、ファムトリップ、観光宣伝、パンフレット作成、エコツーリズムの推進、観光施設の維持管理など、様々な事業展開を行っていましたが、観光利用者の一歩も二歩も前を進まない限り、ニューウェーブを起こそうという気構えがない限り、多様な観光ニーズに対応できません。しかし、観光あるいはレジャーが、人間としてほっとするひととき、我に返る瞬間を求める営みだとすれば、いろいろな手が打てるのではないかと思います。

高速交通から低速交通へのスローダウン、川根時間を満喫していただくための仕掛けが必要です。静岡県では、日本で最も美しい村連合に倣って、ふじのくに美しく品格のある邑（むら）連合を立ち上げ、35の市町、45の地域を登録しました。単に美しいだけではなく品格をうたっております。ゆったりとした川根時間を楽しんでいただくためのおもてなしの作法として、かつて江戸町方の商人道、生活哲学として広がった江戸しぐさならぬ川根しぐさによって品格のある邑づくりを考えてみたらいかがでしょうか。川根茶もおもてなしの大事なツールとなることはもちろんです。

いずれにしても、地域産業が元気を取り戻し、地域に雇用を生み出すことが町の元気につながるわけでありますので、少しでも投資意欲を引き出せるような展開にしていかなければなりません。

住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりについては、地方自治体は住民の福祉の増進を目指すことを基本としておりますので、地域住民が積極的にまちづくりに参加することは当然のことであり、そのための場をつくっていかねばなりません。

近年、全国の市町村で、地域住民との協働、いわゆるパートナーシップを掲げ、住民への対応や住民との関係の見直しを進めております。

見直しのポイントは、一つには住民の目線であります。従来は中央政府や県の指示や通達に従い、地域の意向や事情に十分対応できない面がありましたが、近年は地元住民の意向やニーズを把握し、敏感で迅速な反応、対応を心がけるようになっております。

二つ目は、住民との協働であります。従来自治体と住民の接点は施策立案後に自治体主導で行う広報・広聴活動が中心でありましたが、近年は、政策立案や事業執行、チェックなど自治体運営の様々な局面に住民や民間団体の実質的な参加を求めるようになっております。

川根本町においても、住民の皆様へ情報を共有していただくため、広報誌の発行、会議の公開など様々な機会をとらえて情報公開に努め、住民の皆様からの意見を伺うためのアンケートやパブリックコメントの実施、必要によっては出向いての事業説明なども行っております。また、政策立案や事業執行に当たっても、委員会等に住民代表の参加を求め、外部評価も実施しているところであります。しかしながら、まだ十分浸透する段階にまでは至ってお

りません。近年は、事業実施過程に住民の参画する仕組みを導入し、住民の自助を促す傾向が顕著になっております。地方主権時代にあつては住民の自助を促すことが極めて重要であり、そのためにも自治体と住民は単に共有する関係から共感し合える関係になっていかなければなりません。共感し合える良好な関係をつくり上げるべく努力したいと考えております。

本定例会では、承認1件、条例制定1件、条例改正1件、条例廃止1件、事務の変更1件、事務の廃止1件、公の施設に係る指定管理8件、補正予算6件の計20件について御審議をいただきます。

よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 誠に充実した行政報告、御苦労さまでした。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、芹澤廣行君、4番、中村優君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの8日間に決定しました。

◇

◎日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第5号）について）

○議長（板谷 信君） 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第4号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号の概要について説明いたします。

これは、11月20日付で専決処分させていただいておりますが、今回の補正は、衆議院解散に伴い、平成24年12月16日に執行する第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページをごらんください。

第2款総務費、第5項選挙費は999万3,000円の増額です。これは12月16日に執行する衆議院議員総選挙に係る報酬、手当、需用費、委託料等の経費です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第14款県支出金、第3項委託金は999万3,000円の増額です。これは選挙費の財源として選挙費委託金を充てるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 専決の質疑を求められて大変うれしいです。

この補正予算ですけれども、全額県の委託金となっていて、1円残さず県委託で賄う補正予算が出ていることにはかなり前進だなというふうに感じました。

それで、問題は、質問したいことは、投票所を半減したことで、高齢者の方とか交通弱者の方々から、歩いて投票所へ行けなくなって、自分たちの選挙権というか投票権というかはどうなるんだという不満や批判がかなり高まっていることについてです。これに対して、交通弱者の投票の権利をどう保証されるお考えか、先ほどの町長の行政報告の中にも投票率を高めるよう努力をしなければならないというふうにおっしゃっておられて、私はありがたいなというふうに思いました。ぜひ前向きな御回答をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） ただいまの交通弱者ということでお話がありましたけれども、これについて、投票を、当日投票できない方は事前に投票を行うことができる期日前投票、また、病院や老人ホームで、指定施設となっているところで投票することができる不在者投票、または、身体に一定の重度の障害がある方が自宅において投票できる郵便投票というのがございます。そういう制度をいろいろ使っていただきまして投票をしていただきたいと思います。

す。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今総務課長が答えられたことは、これは投票所が削減される前もずっととられていた交通弱者への対策であって、半減をしたことで、その地区の中で今まで歩いて投票に行けていた方々が、車を使わないととても投票所に行けないと、その車が、例えば、もう最悪どうしても行こうという決意を持った人はタクシーを頼んで行くとか、そういうことも必要だし、期日前投票は以前に比べれば日数も長くなって時間も長くなったので、かなりやりやすくなっただけですけれども、そういう期日前投票に行くのでも、例えばどなたかに頼んでみんなで誘い合っただけで行けるようなそういう対策、支援というんですか、ガソリン代は支援しますよとか、そういうときの何か考えないと、今切られてしまった人たちの意識を、投票率を高めるために、意識が強い人たちは自分たちで行くでしょうけれども、そうでない方々は、もうこんな投票所減らしたんだから行かなくていいんだよ、私らどうせもう見捨てられたんだよというふうな声も聞くわけです。これで投票率を上げようと町が努力しているとはとても思えません。投票所をもとに戻すという考えが一番いいわけですが、そういうことをしないということであれば、全く検討をしないということであれば、何らかの交通手段を確保すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 高齢者の方や身体が不自由な方などは、幾ら近くてもなかなか投票所に足を運べないというのが現状だと思います。先ほども言いましたけれども、期日前投票については期間も長くなりました。それに基づきまして、2カ所の期日前の投票所がございまして、そちらを利用していただいて、外出支援サービス、それからデマンドタクシー、町営バス、御家族の外出時等に合わせまして、ぜひ投票所の方に足を運んでいただければありがたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと最初の部分が、高齢者や身体が御不自由な方々は幾ら近くに投票所があっても行けないというふうな言われ方というのは、投票所を遠くした方が、行政が言うことではないと私は思うんです。これは非常に、投票に行きたくても行けなくなった人たちへの非常に、何て言うのかな、権利侵害に当たる発言ではないかと、私はもうそう言われても仕方がない発言ではないかと思うんです。

やっぱり近ければ歩いて行けるけれども、遠くなれば歩いて行けない人たちはたくさんいらっしゃるわけです。そこをどうするのかということを知っていて、確かにデマンドタクシー、バス、町営バスなどで行かれると思います、意識が高い人たちは。でも、切られてしまったと思われて、投票率が下がるのを防ぐ行政の責任というのがあるんじゃないですか。そのところをお聞きしているんですけれども。

○議長（板谷 信君） 明快な行政の見解をお願いします。

総務課長でいいですか。

(「いいです」の声あり)

○議長(板谷 信君) 総務課長。

○総務課長(西村 一君) 町としましても、いろいろなそういう足のなかなか運べない方に対しては、そういうようないろいろな支援をしていると思います。高齢者につきましては、全国的なレベルでやはりいろいろな問題があると思います。

(「意識の問題です、意識の」の声あり)

○総務課長(西村 一君) そういう問題があると思いますので、いろいろな方法があると思うんですけども、制度上いろいろな制約がございますので、全国的なレベル等でも考えて、いろいろなこれから問題として考えていきたいと思っています。

○議長(板谷 信君) 副町長。

○副町長(小坂泰夫君) 投票区、こちら川根本町内の投票区の集約化したということについては、いろいろな御意見もあるし、御不便、御迷惑もおかけしているということはおわびするところもあります。

ただ、いろいろな方法の中に、例えば、現在東日本大震災の避難所等で避難されている方々に、移動投票所というようなそういうのも実施されているというようなところもありますけれども、当町においても、こういう地域的な状況の中で移動投票所等も検討して、具体的に実施できないかというようなことも行ったんですけども、やはり法的な規制もあって現状はなかなか難しかったということもございます。

ただ、これは今後のいろいろな国等々機会の中で、こういう地域的なものも勘案した移動投票所のようなものも常に訴えていきたいと思っていますし、投票自体に対しては、直接支援というのは選挙法の中にいろいろ制約等もございまして、いろいろ考えていかなければならない問題もありますけれども、ただ、交通弱者というんですか、そういう方々についていく施策としてどういうものがあるかというものも今後の検討課題であるというふうには認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、ここで質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 議案第51号 川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・
水資源保全基金条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

平成13年度に長島ダムも完成し、ダム周辺の施設整備も平成19年度の湖岸遊歩道の完成でほぼ完了しています。平成20年度以降は、それぞれの使用目的に応じて事業実施するとともに、各基金の管理運営をしてきました。主に全体では、基金充当事業施設等の維持管理及び水資源の保全等に基金の繰り出しを行っております。

ダムの関係基金に関しては、長島ダム水源地域の振興ということで、最終的な目的は一つであります。基金の一本化を図り、今後は主に基金充当事業等の維持管理、水源地域の環境保全等の事業に基金充当を行っていきたくと思っています。一本化により、用途の明確化と基金の管理上の明確化が図られます。運営上大きな課題はないと考えています。

提案しました条例は、既存の4つの条例を廃止し、4つの基金の目的、内容に沿った条例を新たに制定するという形をとっています。これは、4つの基金の長島ダム水源地域の振興という大きな目的、内容を取り入れ、新しい条例を制定するという考えであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第52号 川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正議案は、国庫補助事業である農業体質強化基盤整備促進事業による農業生産基盤施設の整備を町が実施するに当たり、その受益者から事業費の一部を負担いただくため、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、以前より町内の防霜施設任意組合から要望を受けていた茶防霜ファンの更新事業を、任意組合に代わって町が実施し完了後引き渡すという事業に対して、その受益者から事業費の30%、耕作放棄地などとみなされる受益地に対しては20%の負担をいただくための改正規定です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目は、30%の受益者負担ということで、負担が重いとか、茶業も本当に低迷していて、これから先将来の展望が持てないなどということで更新を断念する人たちがいらっしゃると思うんですけども、そういう人たちを、防霜ファンの更新は断念しても茶業は続けていかれるわけですから、もうお茶はだめだよという気持ちにさせないように、どうやって励ます

お考えかお聞きします。

それから、2点目ですけれども、もしこの補助事業が終わってから、補助事業というか更新事業が終わった後、茶園として更新しなかった人たちの茶園の部分を再生したいとか、耕作放棄地になっていくと思うんですけれども、いずれは。そういうところを再生して取り組みたいという人たちがあらわれた場合などに、防霜ファンの更新もしなければならないと思うんですけれども、そういう場合はどういうふうな助成があるのか伺います。

それから、3点目ですけれども、更新をしたくても資金がなくてできない人たち、更新したいんだという人たちに対してどのような援助を考えていらっしゃるのか。例えば、借金をしてその利子補給を考えると、そういう検討がされているかどうかお聞きします。

それから、4点目ですけれども、実施要綱の4条と5条に規定している事業対象者の要件が、3人以上の団地で受益茶園面積が合計1ha以上、1団地当たり10a以上と規定されていますけれども、これ以下の小規模な団地というんですか、面積、組合、補助のこの要件に当たらないところ、例えば、全体では1ha以上あっても、その1団地当たりというのが私よくわからないんですけれども、10a以上ない方が加入したいとかそういう場合もあると思うんですけれども、そういうことに対してはどのような対応がされるのか。全くもうそういう対象者の要件を満たさなければ対象にはなりませんよというのかどうか、多分そういうことはないんじゃないかと思うので、お聞きいたします。

4点です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） ただいまの質問にお答えします。

内容は4点あるかと思いますが、まず初めに、更新を断念した人たちをどう励ますかというようなことでございますけれども、町は今回の事業において、川根茶の生産の安定化、品質のさらなる向上、また、農地が持つ多面的機能から、15%の町費の追加支援を行うことで受益者の負担を軽減する意味合いを持ちまして事業に取り組んでおります。

そのような中であって、各防霜組合の事情により更新ができないというような組合等があるかと思いますが。その組合に対しては、農協とも協力いたしまして、その事情を把握し、それに対応する解決策等を検討、対応支援を図っていきたくと思います。まず、それが1点目でございます。

続きまして、2点目の防霜ファンの更新をした場合は、新たに出てきた場合、今回終わって新たにまた出てきた場合はということでございますけれども、現行として3分の1の助成制度はございます。小さな面積でもそういったものに対応できるかどうかということは、それぞれの補助事業が持つ意味合いをもって個々の要望に対して対応を図っていきたくと思いますし、あくまでも川根茶の振興を図っていくというような面で対応を図っていきたく思っています。

3番目ですけれども、資金がなくて対応しきれなかったというようなことでございませ

れども、今回の事業は、御承知のとおり町が行うものでして、近代化資金等の政策資金は対応はできません。したがって、農協さんによる資金貸し付け等に当たるかと思えますけれども、それらもなかなか充実しております、3種類ほどございます。農業資金1.975%、それから農業者ローン0.87%、また、アグリビジネスローンといったような1.6%などの資金がありまして、それぞれ意味合いを持った融資でございますので、これもやはり農協さんと協力させていただいて対応を図っていきたいと思います。

最後に4点目でございますけれども、要綱第4条、5条の規定による事業者の対象要件、それから面積要件、それから下限面積要件というような3点でございますけれども、防霜ファンはその機能上、一体性、連続性が必要であります。県の茶業試験場による防霜ファン効果範囲についての試験データから、効率性や効果を勘案し、飛び地に対しては最低要件として10aを基準としています。それから、団体要件、要するに3名以上の人数を欲しいということとか、面積の要件、1haを全体で欲しいですよというようなことは、国の事業の中に基づいてそれらの要件が設定されていますので、それに乗るような形で私たちも事業を推進していくというようなことでございます。

最後に、小規模な面積にしかないというようなことでございますけれども、先ほど来より述べさせていただいておりますように、そのほかの補助事業や融資といったようなものを紹介するなど、それぞれの要望に合った対応を図っていきたく思いますので、今後とも御支援よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

2点目の一たん放棄して耕作放棄地になって、その後また再生したいという場合への支援としては、3分の1の耕作放棄地に対する支援があるということですが、防霜ファンというこういう機械の更新もその3分の1の補助に入るのでしょうか。

それともう一点ですが、3点目の町の近代化資金の対象にはならないと、貸し付け対象にはならないというのはどうしてなのでしょう。

この2点お願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） それで、最初の耕作放棄地を防霜ファンを設置した場合どうか、更新した場合どうかということでございますけれども、耕作放棄地については、営農再開とかそういった再生事業といったものを持ってしまして、それを進めた場合には実は2分の1、耕作放棄地にあつては2分の1の補助対象となります。施設も補助になりますので、防霜ファン等の乗せ替え等も耕作放棄地だけであるなら対象となります。

それから……

（「近代化資金」の声あり）

○産業課長（長嶋一幸君） すみません。近代化資金の関係ですけれども、これはあくまで町が行う事業でございます。農家が行う事業ではありませんので、その残については、農協さんともいろいろ相談させて、また、県の方とも相談させていただきましたけれども、近代化資金、要するに政策資金は対象にはなりません。ですので、農協さんが持つ、先ほども言いましたように、いろいろな融資制度がございます。それらをもって対応を図っていくというようなことでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第53号 川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例の概要について説明いたします。

この条例は、平成8年3月12日に、本川根町庁舎建設基金条例として制定され、合併により、現在の川根本町役場総合支所建設基金条例となっております。

この条例の目的は、川根本町の総合支所建設に要する経費を充てるために基金を設置するための条例で、この基金及び合併特例債を活用し、平成20年度に本体工事及び備品購入等が施工され、平成21年度に仮庁舎の解体工事等が施工されており、その後においては、平成22年度に総合支所2階の空調設備工事及び文化財収納庫耐火工事費として活用し、平成23年度においては、総合庁舎の庁舎窓ガラスの飛散防止フィルム張りつけ経費として基金を活用させていただいております。

今回、この条例の目的が達成されているため、基金条例を廃止するよう上程させていただきました。

なお、この基金の残余金については、建設等に当たって借入れを行った合併特例債の未償還残額のうち、地方交付税で算入される額を除いた30%を減債基金に積み立て、残りを財政調整基金へ積み立てるよう精算させていただきたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

基金を取り崩して名目を変えるというか、基金の名目を変えることになるみたいですけども、結局、基金から基金ということで、縛られている財政、財源というんですか、のままなのかなということで質疑通告を出しました。定期とか、それから国債などに運用されると聞いたんですけども、例えば、今すぐやりたいこと、大きなことが起きたときに、こういう基金が活用できない、こういう基金では活用できなくて、町の活性化に果たせなくなるかなと心配したんですけども、現時点で、そういうすぐに取り崩して充てることのできる額がどれくらいあるのかということ。

それから、合併特例債など、ほかのそういうときに借入れも起こせる、そんなにすぐにはできないかもしれないんですけども、時間をかければ借入れも起こせるし、合併特例債の借入れ枠もかなり残っていると思いますので、そういう借入れ枠の残高、それから、基金がどれくらい今積み立てられているのか、起債残高はどれくらいなのか、それぞれ通告しましたので回答をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 合併特例債は合併年度から10年間限りということで制度がなされておりましたけれども、平成24年6月20日に5年間延長される法律が成立しまして、15年間の制度となりました。

この制度を活用しまして実施した事業としましては、先ほど町長が言われましたように、平成18年度に地域振興基金を創設するために9億5,000万円の借入れを行いました。また、同年度に農林センターの整備のために3,830万円を借入れて、平成20年度には北部地域の

振興センターの建設に1億6,000万円、それから、平成21年度には総合支所の仮庁舎の解体のための1,200万円を借りておりまして、総額11億6,030万円の借り入れを行っております。

御質問の合併特例債の借り入れ枠についてですけれども、標準全体事業費として41億7,000万円のうちの95%分の39億6,100万円、標準基準規模として1億2,000万円のうちの95%のうちの9億6,900万円、総額49億3,000万円が起債をすることが可能な額となっております。基金に係る借り入れについてはもう完了しております。終わっております。標準全体事業費については、今後の起債可能額ですか、議員が言われる借り入れ枠の残高と言われる今後の起債可能額は37億5,070万円となっております。

合併特例債の未償還額については、平成24年度から償還完了までの元本の未償還額の合計が7億7,053万2,000円、未償還の利子の合計が8,284万5,000円。それから、その合計が8億5,337万7,000円となります。そういうこととなります。

それから、基金の残高の総額につきましては、10月末現在で41億3,880万円、それから、起債の残高の総額ですけれども、これは3月末ですけれども、現在で59億5,722万円となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎日程第7 議案第54号 川根本町が島田市に委託する消防に関する

事務の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更について、提案の理由を説明申し上げます。

議案10ページをごらんください。

なお、変更に関する協議書案を参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、焼津市との消防通信指令事務の委託の廃止後、川根本町の消防通信指令事務を島田市に委託するため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、島田市と協議の上、消防に関する事務を変更し、規約を変更することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目は、焼津市へ今委託しているわけですが、それを島田市への委託が変わるということで、委託の条件とか負担、財政の支出などに何か大きな変化があるのかどうかお聞きします。

それから、今後のこの通信指令事務の見通しについて説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 焼津市から島田市に委託が変わるということで、どういうふうな条件が変わるかということですが、住民の皆さんが消防署への救急車とか消防車の要請をするということについては、今までと住民の方には全く変わりはありません。2月28日から3月1日という期間に、焼津から島田の方に切り替わるんですが、その点についても十分住民の皆さんに迷惑をかけないようにということで今事務を進めておりますし、現場においても、119番を回した場合においては、その3月1日のというか、2月28日の夜中におきましても十分対応できるということで進めております。

それから、町への影響ということでございますけれども、常備消防業務を島田市へ、消防通信業務を焼津市へ委託していたものが、今度両方ともすべてが島田市へ委託するための事務の整理ということになります。それなものですから、経費面におきましては、平成20年度から本年度までの委託を焼津市にしていたんですけれども、大体平均しますと594万4,000円、年額にしますとその程度焼津市の方に支払ってございましたけれども、島田市への委託料につきましては110万円、少なくなります。この点につきましては、なぜ少なくなったというこ

とになりますと、焼津市の方においてはリース料で対応していたものですから、594万4,000円という形でリース料も含めて人件費も含めて払っていたものですからこの額、島田市へは本年度1,929万6,000円で指令の方を整備いたしましたものですから、これについてはなくなるということでこの差額が出ております。

それと、今後の見通しですけれども、見通しにつきましては、災害が多様化いたしまして、大規模に加えて救急事情の増大もしております。高齢者が増えることによって増大しております。それから、大規模地震等の考えもあるものですから、そういう問題に対処するためには広域化が避けられないものではないかということで今取り組みをしております。本年6月1日には静岡地域消防救急広域化運営協議会を設置いたしまして、平成28年度4月1日の広域化に向かって準備をしております。

この点につきまして、今後の見通しということですが、いろいろな詰めをやっておりまして、人員配置の問題とか、人件費の負担について最終調整を行っております。その後、運営計画策定指針にあるように、川根本町としましては、経費についてはできるだけ現行の消防費の範囲内でやっていただきたいということで調整を進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 広域化に向けての取り組みが本当によくわかったんですけれども、広域化することでは、一方では、大災害なんか起きたとき都市部に消防とか救急とかが集中して、こういう離れたところにはなかなか支援といいますか、回らないんじゃないかということで、島田市などでも危惧する議員の発言を聞いたことがあります。そういうことに対しても、やはり広域化をするときの取り決めの中では発言をしていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、取り残されない、指令系統が静岡に全部行ってしまうと町の主体性がなくなってしまうよとか、そういうことに対してどのように対応されているのか。

また、静岡市との広域化で、県の計画に入って、川根本町だけでやるよとは言えないことなので仕方がないし、今、現行の消防費の範囲内でなるべくやれるよという努力もされているということですが、入るときにはまた設備の分担金などがかなり大きなものがあるんじゃないかと思うんですけれども、もしその予測がありましたら教えてください。どれくらいかかるのかということ。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今の実際にかかる金額につきましては、静岡市、あとほかの町村とも話をしている段階です。具体的な数字につきましては煮詰めている段階ですが、まだ決定はしておりません。

それで、あと、大規模災害があった場合に静岡市に集中するんじゃないかという点についてもやはり話が出ておりまして、その点についても今検討中でございます。

以上です。

(「総額ぐらいは」「それで話は進んでいます」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう少し回答できますか。総務課長。

○総務課長(西村 一君) 先ほど一番最初にも申し上げましたけれども、運営計画策定指針をつくりまして、それに基づいて、経費については現行の消防事務に係る費用は増加しないという前提のもとで話し合いを進めております。

以上です。

(「もう一回ある」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう一回いいよ。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 運営費の方の努力は大いにありがたいなと思うんですけども、広域化するその整備に経費がすごくかかるんじゃないかというのを聞いた覚えがあるんです。そういうことはないんですか。もうそのまま県との静岡市との広域化に入れるんですか。今、島田市がデジタル化ですか、広域化というのは、デジタル化が前提なわけですから、そのデジタル化していく費用というのがすごい大きなお金がかかると思うんですけども、その方の例えば、静岡市がこれくらいの事業計画になるよとか規模になるよとか、川根本町がこれくらいの負担になるんじゃないかとか、そういうことは全くどこの部分もわからないんですか、まだ。

○議長(板谷 信君) 総務課長。

○総務課長(西村 一君) その点についても今検討中でございます、28年4月にはデジタル化ということは最終目標、どちらにしても、広域化した場合におきましても必要ですし、島田市とうちだけで単独になった場合も必要なことです。どちらになった場合においても、今現在いろいろな試算がありまして、両方で試算をしているところでございます。

○議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

若干ここで休憩をとります。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長(板谷 信君) それでは、会議を再開いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第55号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止について

○議長(板谷 信君) 日程第8、議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

議案11ページをごらんください。

なお、廃止に関する協議書案を参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、焼津市と藤枝の消防救急広域化に伴い、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について、地方自治法第252条の14第2項の規定により、焼津市と協議の上、平成25年2月28日をもって廃止することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、川根本町と焼津市との間の通信指令事務の委託の廃止について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを採決します。

会議を戻します。

質疑が終わりましたので、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第9 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

川根本町福祉センター、川根本町本川根福祉センター、それから川根本町老人福祉センター憩の家いずみにつきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に

川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の申請を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

議審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これから議案第60号まで公の施設の指定管理者の指定についてということを出るんですけども、まとめてというか、その都度質問をしても同じことの繰り返しになりますので、代表をしてここで一括で質問をさせていただきます。63号までか。

社協のように、不正受給が発覚しまして返還などのペナルティーで損失が出た指定管理者や、観光施設などでも、もう建物の老朽化がひどくて使用がなかなかきちんとされて、管理はされているんですけども、目的に合わせて使用ができない状態になっているとか、それぞれにいろいろな問題を抱えているという施設を全協で状況を教えてもらいましたけれども、どのように委員会でこの継続と、今までの指定管理者でいいよというふうに継続と判断したのか、どういう調査をもとに判断が出されたのかということについてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 一応、一つの審査会でやっていますもので、全体的な説明をして結構です。

ただ、あくまでもこの議題について審議をいたします。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 社会福祉協議会でいろいろな問題があったという御意見がありましたけれども、社会福祉協議会が実施する介護保険事業や地域福祉事業のあり方につきましては、社協においてもっと検討していただく必要があるとは考えておりますけれども、趣旨目的のための施設管理についての川根本町の福祉センターの管理運営をしていただくということにつきましては、十分に指定管理者として対応していただいているということで、選定をさせていただきました。

そしてまた、建物の修繕等、やはり老朽化が進んでいるものもあるんですけども、それにつきましては指定管理者と協議の上検討して、町の負担分、指定管理者の負担分、はっきり分けて検討していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、指定管理者の指定の手續に関する委員会についてでございますけれども、審査委員会でございますが、一応私が委員長ということに規定でなっておりますので、まず総括的に言わせていただきますと、今回の案件については、8件の件目につきまして、前期の指定に基づく継続ということで、また、申請も各施設について継続する指定者というんですか、指定された者、これのみが申請をされたということがまず第一にあります。

それから、一番の主たるところは、この指定管理者の指定の手續等に関する条例等に基づいて審査をしていくわけでありましてけれども、まず公の施設の設置目標に合致している事業がなされているかどうかと、それから、特にその施設の管理について基準、またそういう業務の範囲の中で適正になされているかどうか。それから、管理者をもって管理をさせるその指定する期間、これが期間が適正であるかどうか、期間の適当性を判断する。それから、先ほど言いましたような申請の方法論、これは公募によるものか公募でないものかというようなものを審査をいたします。

これらのことに基づいて審査をしていくわけでありましてけれども、それぞれ各おのおのについては、例えば福祉センターであれば、その福祉センターの条例の中に定めてある情報がございます。これは、例えば福祉相談業務をやっているのか、地域福祉活動事業を行っているのかどうかとか、それから教育娯楽活動とか、中には介護保険事業の規定もございましてけれども、そういうものをまずやっているかどうかということ、それから、その施設の管理について、まずこの努力というんですか、管理努力を適正に行っているかどうかと、そういうところにおいてまず審査をまいります。

そういう中においては、おおむねどの施設においても、例えば、その余剰が出れば返還をしているとか、そういう部分もしっかりやっておりますし、24年、本年のこの予算の中にも計画、それから予算の組み立ても適正になされていたところから、総合的に選定の基準に達しているというふうに解釈をしておるものです。

ただ、先ほどの事例の中にありましたように、社会福祉協議会において、介護保険事業においてですね、事件というんですか、不正受給関係とかそういうものもあったということは事実でありますし、それらについては非常に遺憾なことで判断をしておりますけれども、総体的においては、事業運営においてはそれはなされているという形の中で、また、所定のペナルティー等も課されている中においてそういう処置もされているということもあって、総合的に判断しております。

それから、施設の中においては、ちょっと目的から外れているのではないかというようなこともお問い合わせがあるんですけれども、総括的にその施設の設置については、位置的な形の中で一部、全体でないにしても、一部の中においてその活用が図られているということを総合的に判断した中で選定としたものです。

ただ、これについては、今後の中においては協定というものがありますので、協定の中で今後の方向性とかそういうものは各課も加えて検討していってもらいたいということになります。これは最終的には町長決裁ということになりますので、そういう中において審査はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どういう基準で審査がされたかということではちょっと、丁寧な

説明の中にも、その基準とかいうことでは漠然としているような気がするんです。

私たちは、以前ウッドハウスの指定管理者を大新東さんにというときに、ちゃんと指定管理料が、委託料がどのように使われたかということを確認しましたし、全協でもそういうことを言ったんですけれども、結局何も出されなかったということで、今何かこの場所で支出、委託額というんですか、資料が出されているんですけれども、これ見ましても私にはほとんど理解ができない状態です。説明もいただいているし、こんな形で採決でいいのかなというのを非常に疑問を感じるんですけれどもね。

施設の管理という面では確かにそれぞれ、ここの議案第56号の社協へというのでも、福祉センターを社協へというのでも、施設そのものの管理はきちんとされていると思うんです。壊れたところは壊れたよ、修繕は修繕したよというような要望も出されてちゃんとやっている。その目的に合った使われ方をしているかという点でも目的に合った使われ方をしていると思うんです。だけど、指定管理者に出している指定管理料がどのように使われて、副町長が言われたように、残ったものについては返還を求めてきちんとさせているということですが、そこのところが私には見当が付きません。この資料をいただいても、どういうふうに判断していいかわからないんですけれども、資料の説明でも構いませんし、そこのところがわかるような説明をいただけないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 審査の内容について、もう少しそれじゃ具体的なものが。

（「この説明でもいいです、今、見方」の声あり）

○議長（板谷 信君） 具体的な説明、審査の内容だけで結構です。どのような審査がなされて、どういうふうな、その結果としてこういう判断になったというところの説明をお願いします。先ほどと同じ説明なら、同じ説明でも結構です。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 資料の方はただいま分けさせていただきましたけれども、今までの委託費の町から指定団体への支出したものが1枚目に載っております。これにつきましては実績に基づきましてという、先ほどお話ししましたとおり、金額、一番上の福祉センターのものにつきましても精算して、この分についてお支払いしているという状況です。それから、あとの0というのは、その委託料は払っておりません。生きがい対応型デイサービスセンターにつきましては、これは町の事業として行っているものですからそれについて記述しておりまして、高齢者デイサービスセンターにつきましては介護保険事業で賄っているということで、支払いの方はしておりません。あとの方でちょっと……

○議長（板谷 信君） 総務課長、議題となっている部分だけで。

○総務課長（西村 一君） 失礼いたしました。

○議長（板谷 信君） 今議題となっているのは、福祉センターの部分です。

○総務課長（西村 一君） 福祉センターの部分については、こういうふうな委託費を支払っております。それから、24年については予算額をここに書かせていただいております。

次のページにつきましては、22年度と23年度の指定管理の福祉センターの部分の差し引き

の金額を載せております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番……あ、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今総務課長が申し上げたように、その数字に基づくものをしておるんですけれども、実際には、例えば公募等による場合という中においてですね……

（「今議題になっているもので答えてください」の声あり）

○副町長（小坂泰夫君） 議題になっているもの。

（「福祉センター」の声あり）

○議長（板谷 信君） 議案第56号について今審査しております。これについて答弁をお願いします。質疑も同じようにお願いします。

○副町長（小坂泰夫君） まずは福祉センターについて、この福祉センターについて、管理に係る方針及び運営方法が適正であるか。それから、管理に係る人員とかその他の管理体制、これが適正であるか。それから、管理の業務の収支予算が適正に出されているかどうか。それから、サービスの向上に関することが適正にされているかどうか、これは定款等を見ますけれども。それから、最終的に施設の有効な利用、それから適切な管理、施設に基づくものですけれども、その施設の例えば遊ばせていないかどうかとか、そういう有効な利用があるかどうか。それから、適切な管理をその部分が実施されているか。この5項目について主に審査をしております。これについては申請書の中において、予算書、それから22、23の方の事業実績等、これらを出させまして、これについて、また総括的には定款等もその事業実施について、その定款に合って、そぐった事業としているかどうか等を審査した中で、選定の可否をとっております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今副町長の説明の中で、実績も審査の対象に入ると言われましたね。ということであれば、全協で、今も言われたように、例えば社協の問題については、非常に町民の人たちも関心を持っている問題なわけです。どのように解決したのだろうか、あの問題を。どうやって処理をしたのか、お金、運営はどうなるのか、赤字赤字と言われていることに対してどのように対策がとられるんだろうかということ、町民の人たち、多くの人が関心を持ち始めている状況です。そこに、私たちは、実績も何も関係なしに、その施設の管理についての状況が良好ならば指定管理者としてふさわしいということで継続をしたのかと、私は思っていたんですよ、今までの説明で。ところがそうではなくて、実績も審査の対象になったということであれば、やはり運営状況というのは、問題が出たところが介護事業の部分だから外してもいいよと考えるのかどうかわかりませんが、町が委託している部分ではないということなのか、そのところがわかりませんので、そのところを答えていただきたいわけなんですけれども、社協に対しての、社協が信頼できないというんじゃなくて、社協の運営を、改善を求めなければいけないということではみんな同じ思いだと思うんで

す。そこのところをどのように社協と話し合っているのか、対策、問題点を確認しておられるのか。その点をはっきりさせないと、そこに委託を、指定管理をしましたよということでは、何もわからない状態で指定管理しましたよ、オーケーしましたよということではなかなか納得得られないんじゃないかと思うんですけれども、その点の説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、その施設の運営という部分だと思うんですけれども、この運営という、実績を出すというのは、その公の施設、これが当町の条例等によって設置、設置条例があるわけですが、その中に、いわゆる趣旨と相違はないかとそういうもの、運営がなされていないかと、そういうことを調べていくということになります。

実際にその運営状況が極端に、例えばゼロに近いような状況とか、半減してしまうとか、そういうようなことになれば、その各、社会福祉協議会にかかわらず、その事業が、じゃ適正に運営の方向に向かっているかということになりますので、それは審議の対象になってまいりますけれども、例えば、いろいろな諸条件の中で減少傾向があるとか、そういうようなものについては、それは営業努力をしていただくということになりますので、今回のその選定条件にはなっていないということになります。

ただ、今御指摘の中のいろいろな問題点については、これはかなり町としても大きな問題でありますので、現在も、例えば社会福祉協議会には組織的な立て直しというんですか、そういうものについて1名を派遣しておりますし、内部の事務を進める方と、そういうもの、内部についての説明についても職員を1名派遣して、2名派遣すると。少ない私どもの行政の方も非常に厳しい人員配置ではあるんですけれども、そういう中においても重要なことでありますので派遣をしております。

今後においては、社会福祉協議会からの受け入れというんですか、職員一部受け入れもするとか、そういう事務のいろいろな管理等、そういう部門についても踏み込んでいきたいというふうには思っておりますけれども、何分にこれは、社会福祉協議会が自らどういうふうにしていくかという問題が一番大きなところにあります。

町の方のチェック班としても、例えば社会福祉施設、これらの運営の委員会とか、それにかかわるものとか、例えば、こちらの方も行政側も理事、評議員も出しております。それから、議会側からも同じように理事、評議員も出されておられるということもあります。そういう中で、社協も含めた中で話し合いを進めながら、どういう方向性が一番いいのかとか、いろいろなものを協議しながら、お互いがいい方向に進むようにやっていかなければならぬというふうを考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について
(高齢者デイサービスセンター)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(高齢者デイサービスセンター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町高齢者デイサービスセンター、川根本町中川根高齢者デイサービスセンター、川根本町本川根高齢者デイサービスセンターにつきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（高齢者デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（高齢者デイサービスセンター）は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンター、川根本町老人福祉センター憩の家いずみ、それから川根本町高齢者生きがいの郷、川根本町高齢者むつみの郷につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村管理運営施設（奥大井自然休養村管理センター）につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の

規定により、議案を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町自然休養村農林水産物直売所）

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、寸又峡直売所の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を寸又峡美女づくりの湯

観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「ある」の声あり）

○議長（板谷 信君） すみません、質疑のところですね。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 観光施設ということで、もともと地域の要望でつくられた施設ではないかと思われませんが、全員協議会などの情報で、やや老朽化といたしますか、それはその次の三盃の方も関係してくるようですが、そういった観光施設が景観上やや老朽化したり、機能的にもしかして役割が推移してきて問題が出てきたりというようなことの場合、今後の展望といたしますか、どのようにこの施設を考えていかれるのかというようなことが問題になってきていると思うんですが、その点をお聞かせいただきたいということでございます。

あと、すみません、観光施設ということで関連なものですから、接岨峡温泉休憩施設に関しましても、やや地域の方の高齢化による運営が大変だというようなこともお聞きしていますけれども、こういった点も、公募みたいな形の方針の転換みたいなことも今後いかなものかみたいなことも含めまして、ちょっとお聞きしたかったんですけども、お願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 御質問にお答えさせていただきます。

今、案件として上がっています自然休養村施設については、昭和51年から54年に奥大井自然休養村整備事業ということで、観光施設及び宣伝と農林水産物の利用、販売及び販路拡大等の観光農林業の振興を目的として整備されたものでございます。

御指摘のとおり、当施設につきましては、耐用年数は24年の年限であるところを築34年余りが経過してございます。この関係につきましては皆様も御心配のとおり、地元と管理者も協議を図りながら、町の方向性をもって、この指定管理の3年間の間に方向づけをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村農林水産物直売所)

○議長(板谷 信君) 日程第14、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退席を求めます。

(森 照信君 退席)

○議長(板谷 信君) 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、三盃直売所の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏に選定しました。なお、今回の指定期間は、申請者とも今後の施設のあり方について協議を進めていくこととし、平成26年3月31日までの1年間としました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）は原案のとおり可決されました。

森照信君の入場を許します。

（森 照信君 入場）



◎日程第15 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町接岨峡温泉休憩施設）

○議長（板谷 信君） 日程第15、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町接岨峡温泉休憩施設、接岨峡温泉会館につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、接岨区長、小林健雄氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を接岨区長、小林健雄氏に選定しました。なお、今回の指定期間は申請者から

の申し出によりまして、平成27年3月31日までの2年間としました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（板谷 信君） 日程第16、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町寸又峡温泉野天風呂の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管

理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理を寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第64号 平成24年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（板谷 信君） 日程第17、議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,769万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,396万8,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額について補正したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、コミュニティー施設の修繕に係る自治会への補助金の増額、役場総合支所建設基金条例の廃止に伴う基金の精算、住宅リフォーム補助金等の増額、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に係る財源更生、繰越金の全額計上に伴う臨時財政対策債借入限度額の減額、まちづくり基金等の財源更生、市町村職員共済組合負担金の財源率改定に伴う負担金の増加及び人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページ、14ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は24万5,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は3億2,356万3,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。基金管理費については、地域振興基金の途中売却に伴う売却益の増加、役場総合支所建設基金条例廃止に伴う基金残額を財政調整基金と減債基金への振り分け、自治会振興費はコミュニティー施設の修繕に係る補助金の増額、庁舎管理費については本庁舎関係の工事費の精算と本庁舎役場内の電気温水器の故障に伴う機器更新工事費の追加、開発センター裏側の町有地の有効活用に向けての工事請負費の追加、総合支所管理費については燃料費の精算と合併浄化槽放流ポンプ故障に伴う修繕費の追加です。

15ページをごらんください。

第2項企画費は126万3,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は職員人件費の補正です。

15ページ、16ページをごらんください。

第3項徴税費は332万2,000円の減額、第4項戸籍住民基本台帳費は195万8,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

16ページ、17ページをごらんください。

第5項選挙費は159万1,000円の減額です。これは平成24年4月15日に執行した川根本町議会議員補欠選挙費の精算です。

17ページをごらんください。

第6項統計調査費は2万9,000円の減額です。これは職員諸手当の補正です。

17ページから19ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は1,470万2,000円の増額です。社会福祉総務費は、人件費の補正と福祉センターの合併浄化槽バッキ層漏水工事施工に伴うくみ取り手数料及び工事

費の増額、福祉センターの工事施工実績に伴う工事費の減額、福祉センター内に設置した電話機器故障に伴う主装置及び電話機器取り替え経費の追加、繰越金の全額計上に伴う社会福祉基金の財源更生をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正といきいきクラブ連合会補助金返還金の増額、繰越金の全額計上に伴う社会福祉基金の財源更生をお願いするものです。国民年金事務費は職員人件費の補正です。国民健康保険費は職員人件費の補正等に係る特別会計繰出金の減額です。介護保険費は、介護保険低所得者負担軽減措置事業費補助金返還金の増額と職員事件費等の補正に係る特別会計繰出金の増額です。後期高齢者医療費は職員人件費の補正です。

20ページ、21ページをごらんください。

第2項児童福祉費は85万7,000円の減額です。児童福祉総務費は職員人件費の補正です。児童福祉施設費は、職員人件費の補正と過年度保育料変更に伴う還付金の追加です。子育て支援対策費は職員人件費の補正です。

21ページ、22ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は733万7,000円の減額です。保健衛生総務費は人件費の補正です。予防費は、当初インフルエンザワクチン接種経費の助成について委託料で計上しておりましたが、65歳以下の方々への助成を扶助費へ振り分けるための補正です。診療所管理費は職員人件費等の補正に係る特別会計繰出金の減額です。環境衛生費は職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、人件費補正及び配水管布設等に係る工事費の補正に伴う特別会計への繰出金の増額及び電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生です。

22ページ、23ページをごらんください。

第2項清掃費は6万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

23ページから25ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は4,267万9,000円の増額です。農業総務費は人件費の補正です。地域農政総合推進事業費は耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の増額です。茶業推進対策費は、防霜ファン更新に伴う工事費の追加と茶園管理機械購入に伴う補助金の増額です。農林業センター運営費は人件費の補正です。農地費は、人件費の補正と電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生及び工事費の減額です。農業農村整備事業費は県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額です。地籍調査事業費は職員人件費の補正です。

25ページ、26ページをごらんください。

第2項林業費は420万円の増額です。林業総務費は職員人件費の補正です。林道費は、職員人件費の補正と林道整備に係る重機借り上げ料の増額、林道ヒラト線開設工事に伴う立木伐採補償費の増額です。

26ページから28ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は467万4,000円の減額です。商工総務費は人件費の補正です。

商工業振興費は住宅リフォーム推進事業補助金の増額です。観光費、音戯の郷運営費は職員人件費の補正です。茶茗館運営費は、入館者の増加に伴う委託料の増加と駐車場への歩道さく設置に伴う工事費の追加です。温泉施設費は、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生と千頭温泉改修工事費の差金の返金及び人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。もりのくに運営費は、施設修繕費の増額と製氷機故障に伴う備品購入費の追加です。

28ページ、29ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は109万6,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋梁費は350万8,000円の増額です。県道事業追加に伴う県道整備事業負担金の増額と人件費の補正です。

29ページ、30ページをごらんください。

第3項河川費は270万円の増額です。これは小規模施設修繕業務委託料の増額と台風17号における田代排水機場の応急ポンプ及び発電機の借り上げ料の追加です。

30ページをごらんください。

第4項住宅費は40万円の増額です。これは町営住宅の修繕料の増額です。

30ページ、31ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は544万円の増額です。消防施設費は、第8分団1部の詰所建築工事に係る設計監理委託料及び工事費の増額と国道362号元藤川地内の道路拡幅工事に伴う消火栓移設工事費の追加です。災害対策費は、同報系の防災無線の修繕費と県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う桑野山地内の無線中継局舎施工に係る測量調査業務委託料の増額をお願いするものです。

31ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は220万6,000円の増額です。事務局費は職員人件費の補正です。

第2項小学校費は68万9,000円の減額です。職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

32ページをごらんください。

第3項中学校費は58万円の減額です。職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

32ページ、33ページをごらんください。

第4項社会教育費は58万1,000円の減額です。社会教育総務費及び文化会館運営費は職員人件費の補正です。

33ページ、34ページをごらんください。

第5項保健体育費は534万9,000円の増額です。海洋センター運営費は、職員人件費の補正と海洋センタープール棟改修工事に伴うB & G財団助成金の増額に伴う電源立地地域対策交

付金の減額と一般財源の減額です。学校給食施設費は、職員人件費の補正と栄養管理システム異常に対応するための食材や献立等のデータ移行に係る手数料の増加と、調理室系統空調設備故障に伴う改修工事費の追加です。工事については電源立地地域対策交付金を充当し施工したいと考えております。

34ページをごらんください。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は80万円の増額です。これは台風17号による智者山線災害復旧工事に伴う変更設計委託料の増額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は1,410万円の増額です。これは防霜ファン更新工事に係る分担金の追加です。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は129万円の増額です。これは茶茗館来館者の増加に伴う施設使用料の増額です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,480万円の増額です。これは防霜ファン更新工事に係る国庫補助金の追加です。

10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は65万5,000円の増額です。農林水産業費補助金は茶園管理機械購入に係る補助金に対する県補助金の増額です。電源立地地域対策交付金は事業の事業費変更に伴う財源更生です。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は1,827万8,000円の増額です。これは地域振興基金を途中売却したことによる売却収益の増額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は255万4,000円の増額です。これは、千頭温泉改修工事費の差金の返金に伴う温泉事業特別会計からの繰入金の追加をお願いするものです。

11ページをごらんください。

第2項基金繰入金は1億7,548万1,000円の増額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を5,432万6,000円減額、まちづくり基金繰入金を2,900万円減額、社会福祉基金繰入金を1,500万円減額するものであります。また、役場総合支所建設基金条例廃止に伴う基金残額の繰入金の追加です。

12ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は2億4,416万4,000円の増額です。これは前年度繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は637万7,000円の増額です。これは、消防施設移転補償金として国道362号元藤川地内の道路拡幅工事に伴う消火栓移設に係る補償金の追加です。教育費雑入は海洋センタープール棟改修工事に伴うB&G財団助成金の増額です。

第20款町債、第1項町債は1億円の減額です。これは臨時財政対策債の借り入れ限度額の

減額をお願いするものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

平成25年度中学生海外英語研修委託事業について、限度額を137万1,000円増額し、797万1,000円とするようお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を2億円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をほとんどしてあるんですけども、通告をしようとしたものが2点ありますので、先にそれをお聞きします。

4ページの債務負担行為、第2表のところの債務負担行為で、中学生海外英語研修委託事業費の増額137万1,000円ですけれども、これはこの事業を続けるかどうか、今後どうするかということを検証するために、教育委員会の職員が一人一緒に同行するための増額だという説明だったんですけども、5日分の旅費、滞在費ということですけども、考えてみると、137万1,000円というのは一人の旅費、滞在費にしては多過ぎるのではないかと思うんです。どのような計算をしたのか説明を、一人……二人ですか。

（「二人、職員二人」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） では、私のメモ間違いでした。これは却下します。

それから、もう一点、地域振興基金の、10ページですけども、歳入のところで、地域振興基金の売却利益というのが1,827万8,000円計上されているんですけども、私は満期が来て勝手に思い込んでいたら途中売却ということで、なぜ途中で売却したのかというその理由を、説明をお願いいたします。

それから、通告に従いまして順次言いますけれども、13ページの一般管理費の3節の職員退職手当組合負担金1,681万7,000円の増額ですけれども、勸奨退職者の二人分の増額という説明だったと思うんですけども、これも額が多過ぎるのではないかと思います。積算根拠を求めます。

それから、14ページの7目の基金管理費で、ここに、ごめんなさい、ありました、ここに。通告してありました、先ほど言ったのは飛ばします。

その中で、7目の基金管理費の中で、地域振興基金については先ほど聞きましたけれども、減債基金に積み立てる4,582万4,000円ですけれども、今後の総合支所の起債返還に、建設費の返還に充てるというんですけども、交付税算入される分を引いた町の支出分という説明がありました。それは当然利子分も計算して含んでいるのかどうかをお聞きいたします。

それから、8目の自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費補助金の1,701万6,000円ですけれども、どこのどんな工事なのか、工事の説明と積算根拠を求めます。

それから、23ページの5目です。茶業推進対策費の工事請負費、防霜ファンの更新なんですけれども、70戸で15ha分という説明でしたけれども、単純に平均にならずと1ha分が313万円以上になって、条例には200万円というふうに、対象が1ha以上、それと事業費が200万円以上というふうに書いてありましたけれども、この313万円になる事業費の見積もりはどのようにされたのか。そしてまた、ここでやめる方の戸数と面積がどれくらいあるのか。それから、負担額が、これもならしますと1戸約20万円ほどになるんですけれども、平均では。そのお宅によって額が違うと思うんですけれども、最高の負担額になるお宅の額は幾らなのかについてお聞きいたします。

それから、一つ飛ばしまして、31ページの災害対策費ですけれども、31ページ災害対策費で、修繕料で140万9,000円と、デジタル移動通信システム設備設計業務委託料176万2,000円の増額がありますけれども、この事業の説明を、内訳を教えてください。事業の内容もいいです、どういうことをやるのかということ。これだけの当初予算も組まれているんですけれども、追加になったことについての説明をお願いいたします。

それから34ページです。学校給食の施設費の工事請負費525万円ですけれども、これは学校給食センターの空調設備が不調ということで、1系統をすべて取り替えるとの説明だったんですけれども、調理場の空調設備、室内機、室外機、すべてということなんですけれども、ここは建設して、通告には10年と書きましたけれども、11年たって12年目だということなんですけれども、今年が。電気製品の更新、すべて更新ということにしては早過ぎるのではないかなと思ひまして通告をしました。当初に入れたメーカーとか業者名、それから設置した費用などについてお聞きいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします、総務課長から。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 総務課の分の方から御説明させていただきます。

一般管理費の中の職員の退職金の手当の負担金が1,681万7,000円の増額はどのような計算式でなされているのかという御質問ですけれども、退職手当の特別負担金というのは、自己都合の退職による積算額と勧奨退職等による支給額との差額を納付するものでございます。議員が言われるように、勧奨退職者2名の特別負担金の積算根拠を示すようありましたけれども、具体的に言いますことがちょっと対象者の処遇のプライバシーの問題になりますので、個別の公表は差し控えさせていただきますけれども、今回の早期退職者につきまして、大体の額は自己都合退職者と勧奨退職者による退職金の差額が約、2名ということですので、750万円ほど生じております。計算式を申し上げますと、自己都合退職者、大体32年勤続の積算で出させていただきますけれども、退職時の給料の月額に対して32年勤続の年数の方は43.9%の支給乗率を掛けます。これが自己都合の場合です。勧奨の退職の場合は、やはり退

職時の給料の月額に1年について2%加算ということになります。10年ですと20%加算ということになります。それに対して、32年勤続の場合は54.444、これが組合で定められている勸奨の支給乗率です。これの差額分につきまして、今回2名分1,500万円程度上げさせていただきまして、また、その他に対しまして、定年制が3年内におきますと、昇格等による給料の変動によって特別負担金が生じまして、これにつきまして該当する人が3名ありまして、これが100万円ほどあります。3名で100万円ほどあります。それを足しますと、全額で1,681万7,000円ということになります。

それから、減債基金の4,582万4,000円の今後の起債の持っていく方ということで、利子分が含まれているかという御質問ですけれども、これにつきまして、詳しくはこの先ほどの総合支所の建設基金条例の中でお話ししましたとおりなんですけれども、平成20年度に北部地域の振興センター建設のための経費として1億6,000万円を借りまして、それから、平成21年度に総合支所の仮庁舎の解体の経費として1,200万円を借りております。この経費について合併特例債を活用し対応しましたけれども、平成25年度から償還までの未償還元金が1億3,567万2,000円、未償還利子額が1,707万4,000円、合計で1億5,274万6,000円となります。このうち、先ほども議員が言われたとおり、70%が交付税算入される予定ですので、利子を含めた残金の30%、4,582万4,000円を減債基金の方に積み立てさせていただくというものでございます。

それから、8目自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費の補助金が増えた積算根拠はということですが、これにつきましては、八木、沢間、桑野山、寺馬、千頭西、前山、坂京、この7地区ですけれども、おきまして、耐震補強工事を実施するに当たりまして、予算化をさせていただいているんですけれども、耐震に関する評定委員会の方において審査を受けましたところ、補強の追加の指示を受けまして、そのことにより設計変更となりまして、1,668万6,000円の増額、それから、ちょっと全協でちょっと落としたんですけれども、梅高地区に駐車場の用地を購入したいという希望がございましたものですから、33万円を追加させていただきまして、1,701万6,000円ということで追加補正をお願いするものでございます。

それから、P31の災害対策費の関係で修繕料が140万9,000円の増額。それから、デジタル移動通信施設設計業務委託料が176万2,000円の増額の説明ということですが、修繕料につきましては、同報無線の定期点検の結果において、総合支所の管内ですけれども、同報無線中継所6カ所及び遠隔制御装置のバッテリーの交換などの指摘を受けまして、点検を受けまして、これにつきましては緊急を要するものですから、補正の方で大至急やらせていただきたいと思ひまして、修繕として上げさせていただいております。

それから、もう一つ、デジタル移動通信システム設計業務委託料ですが、これにつきましては、桑野山の無線中継局、行政無線です、これは。このデジタル化ということで、最初当初予算でやらせていただいております、9月におきまして補正をさせていただいております。それにつきましては、地籍の調査ということでお話しさせていただきました

れども、それにつきまして、地形の状況につきましても平成9年の鉄塔工事の書類がありましたものですから、それを使えば、やって経費を落とそうと思ってやって、書類の方を見たんですけれども、それだけでは不十分であるということになりまして、申し訳ありませんけれども、地盤の高さなど、先ほど町長が説明したとおり、地形状況の追加測量が必要になってきましたものですから、追加補正をお願いするものでございます。

以上です。総務課からは以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長のところで、地域振興基金を満期まで持たずにという部分のところ。

会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼出納室長（渡邊 清君） それでは、議員の質問にお答えをします。

地域振興の基金の売却の内訳と途中売却の件の質問ですけれども、地域振興の基金3件の債権を売却をいたしました。まず大きいもので、大阪府公募公債、これは償還日平成32年2月、7年余りあるわけですけれども、額面2億5,000万円、購入価格が2億5,042万1,472円、売買金額が2億6,102万2,500円、売却益が1,060万1,028円です。次のあと2件ですけれども、政府保証10回日本高速道路保有債券、これは償還日平成25年3月27日です。額面が2億円。購入価格が2億116万円、売買金額が2億144万8,000円、売却益が28万8,000円です。もう一件ですけれども、平成14年第10回大阪市公募公債、償還日、これも平成25年2月27日、額面2億円です。購入価格が1億9,281万2,000円、売買金額が2億20万円です。売却益としまして738万8,000円の益を得ております。合計で1,827万7,028円の売却益となりました。

この途中売却としましたのは、証券会社とそのときの意見、提案等をお聞きしまして、総務課財政とも協議をしまして運用をいたしました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 先ほどの質問の関係で、6款5目工事請負費、茶業推進対策費の工事請負費についてお答えさせていただきます。

先ほど言いましたように、受益者、個々の面積により受益者の負担額が大きく今回の事業については変化するものでございまして、また、更新工事ですのでファン載せ替えを基本工事としていますが、制御盤の新設また電線の取り替え、新たな新設であるようなことがありまして、10a当たりの事業費も変化してまいります。今回の工事に当たっては、業者からの参考とする見積もりをとりました。その内容を精査すると、単純面積割で既存ファン載せ替えが10a当たり30万円を切るところ、新設である場合で55万円程度の見積もり額となっております。なお、配電盤の増設などもこの見積もりに含まれていることから、合わせて1ha当たり、先ほど1ha当たりにすると313万円、10a当たりにすると31万円となりまして、今まで進めてきました地元説明会等の中で30万円程度であろうというようなことに近い数字となっております。

なお、今回の最高負担額の受益者でございますけれども、負担額であらわすのは、まだ入札も終わっておりませんので、面積でいいますと1.2ha程度となっております方がおります。

今回の実施地区で、今すぐファンをやめてしまうというような方は現時点では聞いておりませんが、今後事業を進めていく、また組合へお渡しした時点で、それらのことを精査していかなければならないかと思っておりますし、その関係につきましては、産業課としても支援を行っていきたいと思っております。

最後に、町の事業実施要領に採択要件として200万円の最低事業費と記載されておりますけれども、これは国庫補助事業、前半で申し上げたとおり、農業体質強化基盤整備促進事業の採択要件が1地区200万円以上とうたわれているものですから、この部分については変えることはできませんので、そのまま上げさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、10款5項4目の34ページですけれども、学校給食施設の工事費の空調関係の議員の質問にお答えいたします。

学校給食共同調理場の空調設備は施設1階の調理関係フロア部分を3系統に分け、空調を行うよう建設されています。今回の補正は、そのうちの調理室、炊飯室及びあえもの室を効果範囲とする系統の機器に故障が発生したことを受け、その1系統を改修するための工事請負費の補正であります。

今回の故障は、空調機器内の心臓部である熱交換器で発生した故障であり、空調設備維持点検業者、株式会社エム・エー・フジタさんですけれども、非常にまれな故障であるが、故障箇所の修繕に要する費用も改修工事費に近い高額となること、また、該当部品等を交換する修繕を施した場合も同様の故障が再発する可能性が高いと言える等の指摘があり、該当する室外機1台、室内機6台を交換する改修工事を行うこととし、それに要する費用を計上いたしました。なお、冷気等の送風パイプ等は既設のものを洗浄し、継続使用するものであります。

空調設備に関しては、夏期の室温上昇を抑制するためにも必須設備であり、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準においても室温25度以下を保つよう努めることとされています。空調設備の性格上、施設稼働時期での施工は衛生管理上困難であり、施設休業期の春休み期間において工事を完了し、来年の夏期に対応するためにも今回の補正で対応したいと考えました。

平成12年度の施設竣工から11年余りを経過した段階での取り替えは早過ぎるのではないかと指摘ありますが、今申し上げたとおり、設備機器の故障に起因したものであり、通常使用及び適切な設備管理を行っていた状況でも発生した機器の故障であることから、単純な経年劣化による交換とは異なるものと判断しております。

なお、平成12年度当初の施設空調設備工事施工業者は島田市の朝日設備株式会社であり、

契約金額は税込ですけれども3,526万7,400円であります。設置した空調設備機器のメーカーは三菱重工業株式会社製であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に答弁が充実して、議長の言葉をおかりしますと。

一つだけ確認をさせていただきたいのは、14ページの8目の自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費補助金1,700万円、場所を7カ所ということで、7地区でこれは当初予算に計上していたものが何か補強をさらにやらなきゃいけないということで、その補強工事の強化のための指示を受けて事業費が、補助金が増額したんだという説明だったと思うんですけども、こういう地元負担がない事業ですよ、これは、全く、耐震の場合は。それで、これで終わりというか、もう全部完了ということではないと思うんですけども、これからも要望があればというか、必要があれば続けていくのか確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 耐震基準に基づいたものはこれで全部完了ということで聞いております。

この点につきまして、また要望等あればやってはいきたいと思っておりますけれども、修繕等についてはやっていきたいと思っております、順次。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第65号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第18、議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ718万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,678万9,000円としたというものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と退職被保険者等療養給付費、保険税の還付金について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は177万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。6ページ、7ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は780万4,000円の増額です。一般被保険者療養給付費については、財源更生により一般財源に不足が生じたため、保険給付費等支払準備基金を繰り入れするものです。退職者被保険者等療養給付費については、被保険者数の増加などによる医療費の増加が見込まれるため、給付費の増額をお願いするものです。退職者被保険者等療養費は療養給付費交付金の財源更生です。

7ページをごらんください。

第2項高額療養費は68万8,000円の増額です。これは高額な入院、手術などがあったことによる高額療養費の増額です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、保険給付費等支払準備基金繰入金の財源更生です。

8ページをごらんください。

第6款介護給付費、第1項介護給付費は、今年度第1号の補正予算の電算入力の際に、入力誤りによる介護納付金に保険給付費等支払準備基金を繰り入れてしまったため、後期高齢者支援金に繰り入れるための財源更生です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は46万9,000円の増額です。これは、遡及して被保険者資格を喪失したために保険税を還付しなければならない事案が発生したため、被保険者だった者に保険税を還付するために補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は849万2,000円の増額です。これは退職者医療に係る療養給付費が増加したことによる交付金の増額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は177万2,000円の減額です。人件費補正分の繰り入れの補正です。

第2項基金繰入金は46万9,000円の増額です。これは過誤納還付金等の補正に従い、財源更生により一般財源に不足が生じた保険給付費に支払い準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 質問の1点目は、退職者の医療給付費と高額療養費の増額補正が主な補正なんですけれども、この療養給付費が増えたと、高額も増えたということに対して、受診控えとか事務超過とかが心配されるわけなんですけれども、資料、全協でいただいた24年度実績及び推計表によると、一般退職の被保険者数及び一人平均医療費が、人数がわからないものですから、一人の平均医療費など比較ができません。推移や前年度の対比でこの医療費、高額療養費の受給者数の推移など、前年対比でどうなのか、この重症化あるいは受診控えなどについてのコメントが、説明がありましたらお聞きしたいんですけれども、よろしく願いします。

それから、2点目ですけれども、8ページの11款のところでは諸支出金、過誤納還付金46万9,000円が計上されていますけれども、当初で88万9,000円あったのを増額をして135万8,000円にするものですけれども、対象の人数と過誤納が発生した主な理由について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） では、答弁させていただきます。

一つ目の退職者の療養給付費、高額療養費、それにかかわる一般退職の被保険者数、それから一人の平均医療費の関係、それから、高額療養費受給者数の推移、前年対比等の関係を答弁させていただきます。

まず、退職被保険者数の推移ですが、23年度の平均被保険者数234人に対して、24年度の平均見込み被保険者数は248人で、前年との比較で約6%の増加となっています。逆に、一般被保険者数については、23年度の平均被保険者数は2,252人に対して、2,168人とマイナス3.7%の減少となっています。

次に、退職被保険者の一人当たりの医療費の比較についてですが、23年度の一人当たり療養給付費が17万5,447円に対して、24年度の実績及び推計療養給付費から算出する一人当た

りの療養給付費は18万7,254円となる見込みで、前年度の比較で6.7%の増加となっています。一般被保険者分については、23年度22万2,037円に対して、24年度の実績及び推計療養給付費から算出する金額は22万3,048円で、約0.5%の増額となっています。

一人当たりの医療費の推移については、退職被保険者分は21年度以降減少傾向で推移してきましたが、24年度では伸びる傾向を示しています。これは、被保険者数が増加傾向にあることと、24年度は5月と9月に費用が100万円を超える入院が4件あったことも影響していると思われます。

次に、高額療養費の受給者数についてですが、退職被保険者の高額療養費対象レセプト件数で比較すると、23年度は1カ月当たり平均が2.6枚に対して、24年度の10月支払い決定分までの1カ月当たりの高額療養費対象レセプトは3.3枚となっています。一般被保険者分においては、23年度が73.5枚に対して、24年度10月支給決定分までの1カ月当たりの平均レセプト数は77.4枚と、退職、一般ともにレセプト件数は増加傾向にあり、対象レセプト件数も伸びる傾向となっています。

次に、二つ目の過誤納還付金、対象人員と過誤納発生の主な理由ということですが、今回補正させていただく過誤納還付金46万9,000円につきましては、平成24年10月に届け出があり、平成21年4月1日までさかのぼって国保の資格を喪失した被保険者が1名、19年9月15日までにさかのぼって国保の資格を喪失した被保険者が1名いらっしゃいます。この2名は同一世帯に属する被保険者であったものです。

過誤納金が発生した理由については、本人の就業等により職場の健康保険に加入していましたが、世帯主または本人が国民健康保険の資格喪失の手続をしていなかったために、本来国保の資格を喪失した期間で納付済みの保険税を還付させていただくものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点お聞きいたします。

最初の方の質問なんですけれども、レセプトも増えているし、一人当たりの医療費も少し、若干増えてきている。それと高額でも増えていて、時々高額療養の人が出ている。これは本当に仕方がないというか、保険制度があつてよかったなということなんですけれども、それでも、行政としてはやっぱり重症化を防ぐ、受診控えを防ぐ、早期発見、早期治療の指導、きめ細かい受診を促す指導とか、健康チェックとか、そういうことは本当に欠かせないことで、当町でも保健師さんが本当に温かいというか、きめ細かいというか、もう本当に見逃さないよというぐらいの熱意でやってくださっているというのには本当に頭が下がるんですけども、住民の側からいうと、お医者さんにかかるのは時間もいるし、お金もかかるし、何ともなければ行きたくないよという気持ちもあつたりして、なかなか早期発見、早期に、例えばチェックが、町でやる健康診査でチェックがついてもなかなかその後のお医者さんに行つてというふうなこともできない方、あるいはなかなか意識が向かない方もいらっしゃるの

ではないかと思えます。そういうところを防いでいって、明るく、健康で、楽しいまちづくりを進めていくのが行政の務めだと思えますので、例えば、保健師さんたちがとても大変な仕事、時間に追われて、大勢の人を対象にしなければならないという状況がありますけれども、町としては、そういうことに対してどのような対応を考えているのか、対策など考えておられたら答弁をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 対策はあれですけれども、今、病気の予防は大変大切なことだとは考えております。それで、生活習慣の改善、あとは病気の予防のために特定健診を勧めて、年1回実施しているところです。特定健診の未受診者の方には追加健診の回覧等を差し上げて、未実施者がいないようなことを図っている次第です。

また、地区の保健委員さん、62名の方がいらっしゃいますが、その方には大変御苦労いただきまして、特定健診の取りまとめ、あるいは未受診者対策として地区集会所へのポスターの掲示等もお願いしているところであります。

何にしても、今後も生活習慣の改善や病気の予防のために特定健診などを勧めまして、病気の予防の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からです。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第19 議案第66号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第66号です。平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,625万2,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と国庫支出金等返還金を補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は320万9,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業は185万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

8ページをごらんください。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金は1万円の増額です。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金の確定に伴う補助金の返還金を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は73万2,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括支援事業における職員人件費補正に伴う国庫補助金の減額です。

第5款県支出金、第3項県補助金は36万6,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う県補助金の減額です。

6ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は285万3,000円の増額です。これは、地域包括支援事業費繰入金、包括的支援・任意事業として、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う繰入金の減額と、その他一般会計繰入金として、職員人件費補正分の増額、介護報酬改定に伴う改修事業に係る補助金の返還に伴う繰入金の増額です。

第2項積立基金繰入金は38万8,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う介護給付費準備基金繰入金の減額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第20 議案第67号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（板谷 信君） 日程第20、議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1

号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,625万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と簡易水道の計装設備等の修繕費の増額と配水管等の布設工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は30万9,000円の減額です。これは、職員人件費の減額補正と一般会計からの繰り入れに係る積立金の増額です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は1,056万4,000円の増額です。これは、簡易水道に係る計装設備や落雷等による修繕費の増額と、藤川、徳山簡易水道用、何ていうんですか、これ、水道用留沢というんですか。

(「用留沢」の声あり)

○町長(佐藤公敏君) 用留沢、はい。水道用留沢補助水源導水管布設工事費及び南部簡易水道塩郷地内、松島ですけれども、配水管移設工事費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は26万9,000円の増額です。これは、職員人件費補正に伴う繰入金の減額と工事請負費の増額に伴う繰入金の増額です。

第2項基金繰入金は945万4,000円の増額です。これは、修繕料及び工事請負費の増額に伴う繰入金の増額をお願いするものです。

第5款繰越金、第1項繰越金は53万2,000円の増額です。これは前年度からの繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

1点目は、6ページの水道維持管理費のところですけども、1款1項1目じゃなかった、2款1項1目の水道維持管理費、修繕費の479万円のうち、落雷によるものは修繕料は幾らでしょうか、全額なのかどうかお聞きします。

それから、結局それが補償の金額に、補償される金額になるのかどうか確認します。

それから、2点目ですけども、工事請負費の577万4,000円のうち、松島の売店の前の配水管移設工事費は幾らでしょうか。これを聞くのは、どちらも水道の基金を945万4,000円取

り崩して充てるということにしているんですけれども、落雷の保険が入った場合は、また基金に積み戻すのでしょうか。

それから、3点目ですけれども、もともと維持管理費ということで、水道料金を充てるということをやっているわけですけれども、また、基金を足りない場合は入れるということですが、基金もなくなれば、維持管理、維持修理費とか管理費が多くなると、水道料金を上げなきゃいけないというふうにつながってしまうのがとても心配になります。

それで、施設が合併前の施設なども結構あって、老朽化も進んでいることでしょうし、これから修繕費もどんどん増えてくるのではないかと思います。そういうときに、修繕費も建設費同様に一般会計からの繰入率というんですか、を定めるべきではないかと思うんですけれども、そういうことについてお考えをお聞きします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。3点ほどございましたので、順番にお答えいたします。

まず最初の御質問ですが、水道維持管理費の修繕費でございますが、479万円のうち落雷によるものは幾らかという御質問でございますが、落雷が原因によります修繕費につきましては180万円ほどでございます。

この落雷事故、落雷被害につきましては、共済に加入をしておりますので、修繕が終了し、被害額が確定したところで共済金の請求をする予定であります。この共済金が現段階では幾ら入るかというのはいわかりませんが、この共済金が入れば、修繕費の財源として充当をしてみたいと思います。

それから、2番目の御質問ですが、工事請負費577万4,000円のうち、松島売店前の配水管移設工事費は幾らかという御質問ですが、松島売店前の配水管移設工事にかかわる工事費につきましては、150万円ほどを予定をしております。

それから、3番目になりますが、修繕費も建設費同様に一般会計からの繰り入れを考えるべきではないかという御質問ですが、現在、水道会計の一般会計繰入金につきましては、総務省及び町独自の繰り入れ基準によりまして、建設費分として事業内容ごとに繰り入れを行っていただいておりますが、議員御指摘のとおり、今の繰り入れ基準にはこの修繕についての繰り入れ基準というものはございませんので、今後、財政担当とも協議をいたしまして、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第68号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第21、議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,175万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と千頭温泉ポンプ改修工事費の差金を一般会計へ戻すための繰出金の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万3,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第5款諸支出金、第1項繰出金は255万4,000円の増額です。これは、昨年度繰越明許事業として施工した千頭温泉ポンプ改修工事費の差金を一般会計へ繰り戻すための繰出金の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は5万5,000円の増額です。これは職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は260万2,000円の増額です。これは前年度からの繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第69号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第22、議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,349万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,495万1,000円としたい

ものであります。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と電子カルテ導入に伴うIP使用料及びADSL増設に伴う電話料の増額と、医師住宅外構植栽工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は1,364万1,000円の減額です。これは、職員人件費の減額補正と電子カルテ導入に伴うIP使用料及びADSL増設に伴う電話料の増額と、医師住宅外構植栽工事費の追加をお願いするものです。

第2款医業費、第1項医業費は14万6,000円の増額です。これは電子カルテ導入に伴う保守料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は1,040万9,000円の減額です。これは、国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療保険診療報酬収入とも、上半期の診療実績に下半期の予測をもとに減額補正をお願いするものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は308万6,000円の減額です。これは職員人件費補正等に伴う繰入金の減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、診療所2ページをごらんください。

これは、いやしの里診療所医師募集広告掲載事業について、これまでの日本医事新報への掲載を医療求人サイト「e-doctor」に変更したいことに伴い、同サイトが1年契約となるため債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 発議第8号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する
条例について

○議長(板谷 信君) 日程第23、発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第8号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案

のとおり可決されました。



◎日程第24 発議第9号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（板谷 信君） 日程第24、発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

発議第9号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

12月13日から12月18日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、12月13日から12月18日までの6日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時24分